

修 正 動 議

議案第14号 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成31年3月20日

奈良市議会議長 東久保 耕 也 様

提出者

奈良市議会議員 北 良 晃

同 宮 池 明

同 内 藤 智 司

同 土 田 敏 朗

(別紙)

議案第14号 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
に対する修正案

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての一部を次のように修正する。

附則第4項中「前項」を「前3項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第3項の次に次の2項を加える。

(平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

4 平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の16.7を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。

(平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

5 平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の8.4を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。

(提案理由)

期末勤勉手当の基礎額を算定する際の管理職加算の廃止に当たり、段階的に引き下げることにより、条例改正による給与額の急激な変動による職員の負担を軽減するため、修正をしようとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

議案	修正案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1・2 略 (給与の内払)</p> <p>3 略</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1・2 略 (給与の内払)</p> <p>3 略 (平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</p> <p>4 <u>平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の16.7を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。</u> (平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)</p> <p>5 <u>平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額(市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の8.4を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>